

青森県報

第三千五百六十六号

平成二十四年
七月十八日
(水曜日)

目次

告示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

右 同……………(同) ……二

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生生活文化課) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

告 示

青森県告示第五百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	所在地	
社会福祉法人 寿栄会	八戸市大字市川町字夏秋四	認知症対応型通所介護	八戸市大字市川町字夏秋四	平成二十四・五・三
特定非営利活動法人 動法福地リック	三戸郡南部町大字城渡字下七	認知症対応型共同生活介護	三戸郡南部町大字城渡字下七	"
"	"	通所介護	"	"
"	"	認知症対応型通所介護	"	"
"	"	訪問介護	"	"

青森県告示第五百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者	名 称	特 定 非 営 利 活 動 法 人 福 地 方 リ ツ ク
	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	三 戸 郡 南 部 町 大 字 城 渡 字 下 外 窪 一 二 の 六 七
介 護 予 防 事 業 所	類 別	介 護 予 防 認 知 症 対 応 生 活 共 同 介 護
	名 称	グ ル ー プ ホ ー ル 「 ス マ イ ル 荘 」
介 護 予 防 事 業 所	所 在 地	三 戸 郡 南 部 町 大 字 城 渡 字 下 外 窪 一 二 の 六 七
	廃 止 年 月 日	平 成 二 四 ・ 五 ・ 三

青森県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居 宅 介 護 支 援 事 業 者	名 称	特 定 非 営 利 活 動 法 人 福 地 方 リ ツ ク
	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	三 戸 郡 南 部 町 大 字 城 渡 字 下 外 窪 一 二 の 六 七
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	名 称	ス マ イ ル 居 宅 介 護 支 援 事 業 所
	所 在 地	三 戸 郡 南 部 町 大 字 城 渡 字 下 外 窪 一 二 の 六 七
廃 止 年 月 日	平 成 二 四 ・ 五 ・ 三	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人明星会

三 代表者の氏名

渋川 直子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字滝沢字下川原三三五

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内における身体障害者・脳卒中者・高齢者に対し、生活の自立を支援する事業を行うことによつて、障害のあるなしにかかわらず、共に健康な生活が送れるような社会づくりに寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハート&ハート

三 代表者の氏名

西谷 昌彦

四 主たる事務所の所在地

弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法に基づく在宅介護、介護保険制度適用外の高齢者の在宅所運営及び要介護状態の予防・改善を重視した介護予防サービスや、駐車違反取り締まり業務の民間委託活用等による就労支援を行うことよって、心と心の結びつきによるコミュニケーション社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひろさき未来

三 代表者の氏名

福士 昌治

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字松森町三の六

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、不特定多数の市民に対して、人に優しい在宅福祉サービスの提供を行うとともに、雇用の場の提供等による就労支援を行うことよって、市民が心身ともに地域とのつながりを実感できる優しさと安らぎのある社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生きがい十和田

三 代表者の氏名

山端 政博

四 主たる事務所の所在地

十和田市稲生町一三の七

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や子供をはじめとする地域住民に対して、介護予防・介護・生活支援及び保育等に関する事業を行い、高齢者や要介護者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって高齢者や要介護者の保健福祉の向上及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢アジア

三 代表者の氏名

新岡 正博

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は青森市周辺の地域住民に対して外国人と県民の国際交流、文化交流に  
関する事業を行うことによつて、地域の国際交流促進に役立つ社会づくりに寄与す  
ることを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おおまち第一集客施設整備推進協議会

三 代表者の氏名

菊池 宏

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字大町

五 定款に記載された目的

この法人は、五所川原市の中心市街地を活性化するための各種事業を行うことに
より、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規  
模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三  
項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

野辺地ショッピングセンター

上北郡野辺地町字二本木二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二三五

代表取締役 宮地邦明

三 変更しようとする事項

| 区 分                                | 変 更 前                              | 変 更 後                              | 年月日<br>変更         |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------|
| 大規模小売店舗の施設<br>の運用方法<br>に関する事項      | 大規模小売店舗の<br>営業時間<br>刻閉店時刻<br>刻閉店時刻 | 大規模小売店舗の<br>営業時間<br>刻閉店時刻<br>刻閉店時刻 | 平成<br>二四・七<br>・一六 |
| 大規模小売店舗の<br>営業時間<br>刻閉店時刻<br>刻閉店時刻 | 大規模小売店舗の<br>営業時間<br>刻閉店時刻<br>刻閉店時刻 | 大規模小売店舗の<br>営業時間<br>刻閉店時刻<br>刻閉店時刻 |                   |

四 届出年月日

平成二十四年七月五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場

2 期間

平成二十四年七月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

液状凍結防止剤 二百七十キロリットル程度

二 納入期間

平成二十四年十一月十日から平成二十五年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七 七三九 二二二一

2 入札書の提出期限

平成二十四年八月二十九日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五  
青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

平成二十四年九月七日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

七 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされしていると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一キロリットル当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Fluid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 10, 2012 to March 31, 2013

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 29, 2012

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office  
1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

二 納入期間  
粒状凍結防止剤 二百二十トン程度  
平成二十四年十一月十日から平成二十五年三月三十一日まで

三 納入場所  
青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所  
電話 〇一七 七三九 二二二一

2 入札書の提出期限

平成二十四年八月二十九日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五  
青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

平成二十四年九月七日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
入札保証金及び契約保証金は免除する。

七 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断した2の(二)の品質

規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一トン当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。と。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Solid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 10, 2012 to March 31, 2013

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 29, 2012

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭